

奈良県告示第三百四十号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第六条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙売りさばき場所の変更を承認した。

令和四年三月十一日

奈良県知事 荒井正吾

売りさばき場所を変更した 指定売りさばき人の名称	変更前の売りさばき場所	変更後の売りさばき場所
一般財団法人奈良県交通安全 全協会	吉野郡十津川村大字小原 二二五番地の一 五條警 察署十津川警察庁舎内	